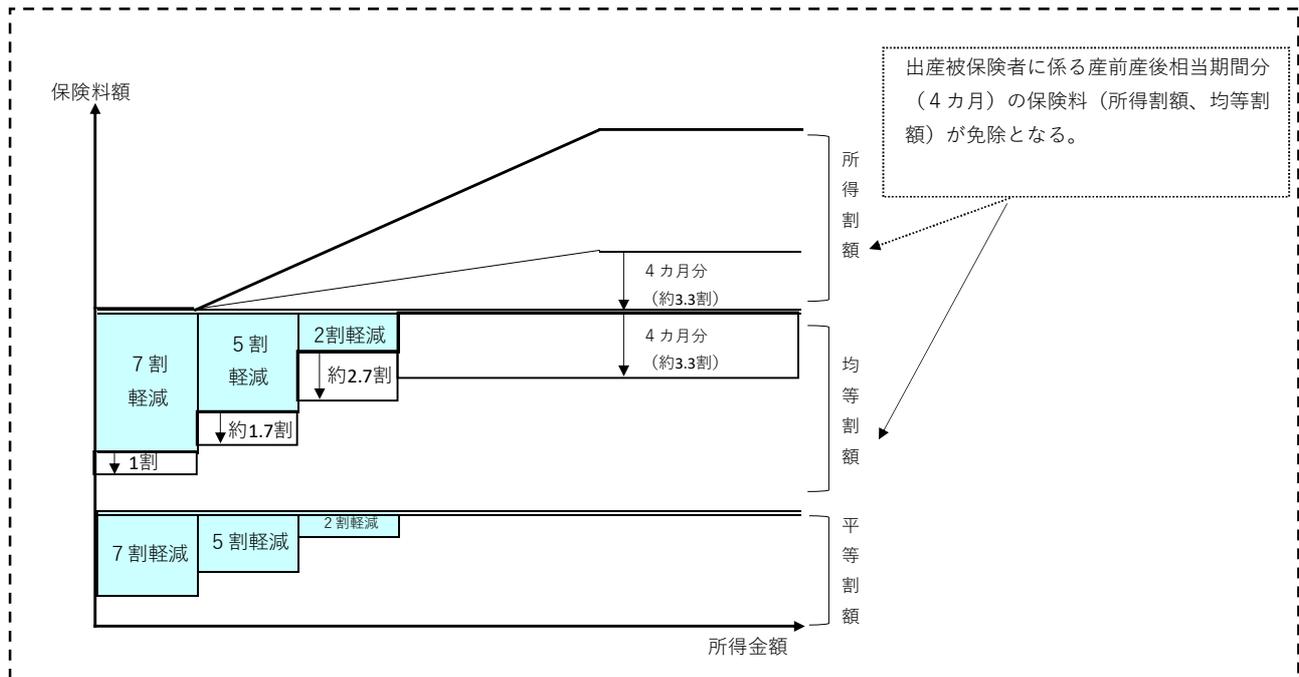


## 国民健康保険の産前産後保険料の免除について

### 制度概要について

国において、令和6年1月から世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下、「出産被保険者」という。）がある場合に、出産被保険者に係る産前産後期間相当分（4カ月分）の国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を免除とする政令改正が実施された。

### イメージ図



### 財政支援について

出産被保険者に係る保険料の減額については、減額した額の2分の1を国が、4分の1を都道府県が、残りの4分の1を市町村が負担することとなる。